

公 募 公 告

下記のとおり公告に付する。

記

1 公募に付する事項

(1) 件名

ア 松山地方検察庁内における謄写業務（複合機等の設置及び委任を受けた謄写代行業務）

イ 松山地方検察庁大洲支部内における謄写業務（複合機等の設置及び委任を受けた謄写代行業務）

ウ 松山地方検察庁西条支部内における謄写業務（複合機等の設置及び委任を受けた謄写代行業務）

エ 松山地方検察庁今治支部内における謄写業務（複合機等の設置及び委任を受けた謄写代行業務）

オ 松山地方検察庁宇和島支部内における謄写業務（複合機等の設置及び委任を受けた謄写代行業務）

カ 新居浜区検察庁内における謄写業務（複合機等の設置及び委任を受けた謄写代行業務）

(2) 募集者数 各件ごとに1業者（法人又は個人：複数応募可）

(3) 庁舎使用許可期間

上記(1)いずれも令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

ただし、使用を許可したものが必要と認めた場合は、一度に限り最大5年間、期間の更新をすることができる。なお、期間には、機器の設置、原状回復のための機器の撤去に要する期間を含むものとする。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (5) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものではない者として次の要件を満たす者であること。
 - ア 法人等（法人、団体又は個人をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者、個人である場合はその者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

松山地方検察庁会計課国有財産係

〒790-8575

愛媛県松山市一番町4丁目4番地1

電話番号 089-935-6127 (会計課直通)

(2) 公募要領の交付及び公募申込み期間

公募に参加する者は、次のとおり、公募要領の交付を受けた上、公募参加申請書を持参して申込みを行うこと。

なお、申込後、参加を辞退する者は、その旨を記載した書面を提出すること。

ア 交付及び申込み期間

令和8年2月6日（金）から同月17日（火）までの午前9時から午後5時まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 交付及び申込み場所

上記(1)の担当部局

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年2月27日（金）午後5時まで（休日を除く）

イ 提出方法 担当部局に持参する方法による。

ただし、やむを得ない場合には、書留郵便による提出を受け付けるが、上記期限までに必着とする。

(4) 企画提案に係る経費

企画提案書の作成及び提出、その他本公募に参加するために発生した経費は、その一切を提案者の負担とする。

5 選定方法

上記2の参加資格要件を備え、公募要領に沿った企画提案書の提出があった者の提案内容の審査を行い、その審査点が最も高い者を選定する。

6 企画提案書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書又は公募要領に従った内容ではない企画提案書は無効とする。

以上、公告する。

令和8年2月6日

松山地方検察庁検事正 伊藤文規